

令和7年3月28日
福 祉 局

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関に対する行政処分について

東京都は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第68条第1項第4号の規定に基づき、指定自立支援医療機関に対する行政処分を行いましたのでお知らせします。

1 医療機関名称及び所在地等

- | | |
|-------------|-----------------|
| (1) 医療機関名称 | 医療法人社団綾瀬病院 |
| (2) 医療機関所在地 | 東京都足立区綾瀬六丁目3番1号 |
| (3) 開設者 | 理事長 太田 光世 |
| (4) 指定年月日 | 平成19年1月1日 |

2 処分内容

- | | |
|-----------|------------------------|
| (1) 処分内容 | 指定の一部効力停止（新規患者受入停止6か月） |
| (2) 処分年月日 | 令和7年3月28日 |
| (3) 処分期間 | 令和7年4月11日から同年10月10日まで |

3 指定の一部効力停止に至った経緯及び事由

令和5年12月、当該医療機関に対して個別指導を行ったところ、診療報酬の請求に係る不正又は著しい不当の疑いが生じたため、法第66条第1項に基づき、令和6年3月12日から14日、3月21日、5月9日、9月13日及び10月17日の計7日間の監査を実施した。

監査において、診療報酬の請求に係る不正（架空請求）が認められた。このことは、法第68条第1項第4号の規定に定める指定の取消等に該当する。当該法人による本件の不正及び不当を鑑み、指定自立支援医療機関の指定の一部効力停止事由に該当するため、指定の一部効力停止を行った。

4 監査において判明した不正・不当事項

- (1) 実際には行っていない診療を行ったものとして、診療報酬の不正な請求を行っていた。
- ア 管理者の指示により、病院内で看護師等が面談した際に、精神科訪問看護指導を実施したとして指導記録を作成し、精神科訪問看護・指導料を請求していた（架空請求）。

- イ 患者が精神科作業療法等に参加した際、医師による診察を行っていないにもかかわらず、再診料を請求していた（架空請求）。
- (2) 算定要件を満たしていないにもかかわらず、診療報酬の不当な請求を行っていた。
- ア 精神科訪問看護・指導を実施した際、実態の訪問時間とは異なる訪問時間を記録し、精神科訪問看護・指導料を請求していた。
- イ 持続性抗精神病注射薬剤治療指導管理料において、治療計画及び治療内容の要点を診療録に記載してなかった。

5 不正・不当請求額

- (1) 金額
金 4, 8 3 3, 1 3 0 円
- (2) 内訳
令和 4 年 4 月分から令和 5 年 1 2 月分までの診療分（合計延べ 1 9 人分）

6 改善措置

不正・不当請求額の返還及び不正・不当請求に係る改善状況の確認を行う。

(問合せ先)

- ・ 処分及び指定医療機関について

東京都福祉局障害者施策推進部精神保健医療課

電話 03-5320-4464

- ・ 監査結果について

東京都福祉局指導監査部指導第一課

電話 03-5320-4188

<根拠法令>

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

（定義）

第5条 （略）

2～23 （略）

24 この法律において「自立支援医療」とは、障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療であつて政令で定めるものをいう。

25～28 （略）

（報告等）

第66条 都道府県知事は、自立支援医療の実施に関して必要があると認めるときは、指定自立支援医療機関若しくは指定自立支援医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対し報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定自立支援医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定自立支援医療機関について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2及び3 （略）

（指定の取消し等）

第68条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定自立支援医療機関に係る第54条第2項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～三 （略）

四 自立支援医療機費の請求に関し不正があつたとき。

五～六 （略）

2 第50条第1項第8号から第12号まで及び第2項の規定は、前項の指定自立支援医療機関の指定の取消し又は効力の停止について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。